

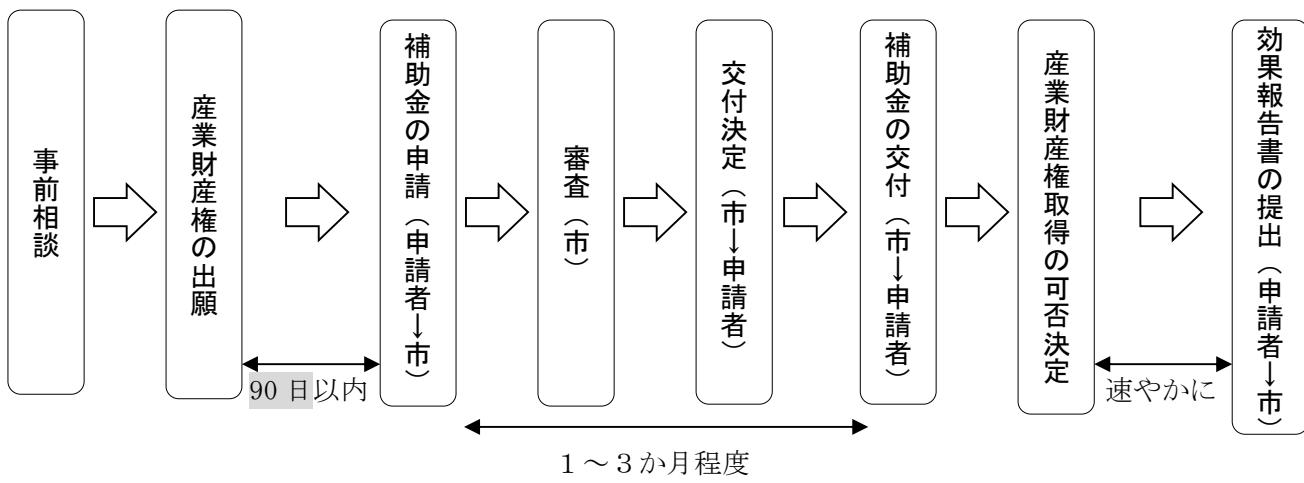
富士市海外産業財産権取得事業補助制度

国外

中小企業の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、国外における産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する ①中小企業者 ②事業協同組合などの中小企業団体 ③商店街振興組合 など ※市税を滞納していないこと。他の同種の補助等を受けていないこと。 ※医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、公益法人、学校法人、農事組合法人等は、対象外です。詳細は本補助金要綱をご確認ください。
対象の内容	国外における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費 ※ただし、特許権については原則として出願と同時に出願審査請求を行う場合に限る。
補助対象経費	出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料（特許権のみ）、登録料（実用新案権のみ） ※消費税及び地方消費税、弁理士への支払いから源泉徴収した額は補助対象経費には含まれません。
補助率及び補助限度額	対象経費の 2 分の 1 以内で、30 万円を上限とする。（1,000 円未満の端数は切捨て）
補助回数	1 社当たり同一年度内に産業財産権ごと一回。ただし、同一年度内の合計補助額は 30 万円を超えないものとする。
申請時期	出願した日から 90 日以内

【全体の流れ】



【申請方法】

出願後 90 日以内に、市に次の書類を提出してください。

必要な書類	特許権	実用新案	意匠権	商標権
補助金交付申請書（第1号様式） ※市ホームページからダウンロード可	○	○	○	○
願書の写し	○	○	○	○
出願審査請求願の写し	○	—	—	—
願書に添付した要約書の写し	○	○	—	—
経費内訳書 ※市ホームページからダウンロード可	○	○	○	○
請求書の写し	○	○	○	○
支払いを証明する書類（領収書又は振込依頼書等）	○	○	○	○
事業所概要書 ※市ホームページからダウンロード可	○	○	○	○
事業所のパンフレット	○	○	○	○
市税完納証明書（発行後1か月以内のもの） ※市役所3階収納課で取得できます。1通当たり300円 必要です。 【持ち物】 《法人の場合》 ・委任状（法人の実印が押してあるもの） ・窓口に来られる方の運転免許証等の顔写真付き の公的機関発行の身分証明書 《個人事業主の場合》 ・窓口に来られる方の運転免許証等の顔写真付き の公的機関発行の身分証明書 ・本人又は同一世帯の方以外の場合は、委任状	○	○	○	○
口座振替申請書（債権者登録をしていない場合） ※市ホームページからダウンロード可	△	△	△	△

【効果報告書の提出】

産業財産権の取得の可否が決定した場合には、速やかに次の書類を市にご提出ください。

- 富士市産業財産権取得事業補助金効果報告書
※市ホームページからダウンロード可
- 登録証の写し（取得した場合）

【お問合せ】

富士市 産業交流部 産業支援課 DX・中小企業支援担当
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話番号 0545-55-2873
電子メール sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp
ホームページ : <http://fujishi.jp>



市ウェブサイト